

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年 ○ ・ 六 パーセント
は、払込金額に通知を受けた者
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
において取得する者が非居住
者又は外国人である場合、
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除

十四 初期利子

することができる。

平成二十一年五月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年五月十五日及び十一月十五
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還期限

平成二十二年十一月十五日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

十九 払入札参加

平成二十年十一月十七日

二十 払込期日